質 問 第 五 号 平成五年二月二十五日提出

オリンピック報奨金の非課税扱いに関する質問主意書

提出者 近江巳記夫

## オリンピック報奨金の非課税扱いに関する質問主意書

政 府 に対して、 昨年三月五 日、 予算 委員会において「オリンピック報奨金の 非 課税 扱 **,** \ に つい

て 質問致したところ、 政府 (大蔵省) においても勉 強 ・検討するとの答弁であったが、 その 後、

世 ことに鑑 論 は オリンピ み、 緊急にその措置を講ずることが重要であると考える。 ック報奨金 (パラリンピックも含む) は非課税扱い 、にすべ きとの意見が顕著である

従って、次の事項について質問する。

ス ポ ツ 振 興 は 玉 民  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < り に 重 要 な 役割 を果 た L てい る。 なか んずくオ リン ピ ツ ク

は 多 <  $\mathcal{O}$ 玉 民 に 喜 び لح 希 望 を与え てい る。 世 界 ^  $\mathcal{O}$ 誇 り で あ る。 我 が 玉 は、 近 年、 才 リン ピ ツ

ク入賞者の低迷に反省し、 数年前からは、 「オリンピック選手強化 事 業 を図るなど教育 ロスポ ]

ツ等の振興を促進しているところである。

省 は 報 どの 奨 金 ように考えて 0) オ 種 ij 類 ン は ピ ス ポ ツ *\* \ ] ク ツ る 0 0 に 報 か 奨 限 らず 金 文 は 各 部省とし 特 例 分 野 扱 に 1 て 様 と 次 L Þ 期 非 な 税 課 ŧ 制 税  $\mathcal{O}$ が とす 改 正 あ ベ  $\mathcal{O}$ る きで 要望 が、 で あ 取 る れ とい り 5 あ は げ う考 段 る 階 カュ え 的 どうか 方 に に 検 討 を含 文 す 部 る

 $\Diamond$ 

て同

**,** \

たい。

3 金 を す 大蔵 で 非 省 課 に は、 所 税 にす 得 税 才 ると リン 法 上、 ピ 税 五.  $\mathcal{O}$ ツ ク 報 公 + 平. 万 奨 円 原  $\mathcal{O}$ 則 金 控 に  $\mathcal{O}$ 除 反 非課税 す を る、 認 扱  $\emptyset$ 2 7 7 ١ ر オ できな リン ることか ζ,  $\mathcal{L}^{\circ}$ 理 ツ 5 由 ク と他 \_\_ として、 般 勤 0) 大 労 会 1 所 \_ つ と 得 者 0 の業績 に 線 比 引 ベ き 次に対 軽 が 難 減 さ する賞 L れ \ \ \ 7

種 目 L に か ょ っつて、 「オ は リンピッ 幼年 · 時 代 ク カン 選 5 手 長年 強 化 12 事 わ 業」 た る 0) 訓 促 練 進 کے か 努力 5 £ 0 わ 結果 か るように、 である。 これ 才 IJ は ン 他 ピ 部 ツ 門 ク 0  $\mathcal{O}$ 学 業 術 績 は、 • 芸

術

文化功労賞に比較しても、

文化的、

社会的貢献度に遜色するものでは

ない。

1

る等

あ

げ

7

1

る。

また、 才 リンピ ツ ク は、 玉 民 が 最 も注 目 Ļ 深く心 に 感 動 を与える る 競 技で あ る。 これ を 起 因

て 幅 広 < ス ポ ツ を 振 興す ること は、 Þ が て 才 リン ピ ツ ク ~  $\mathcal{O}$ 志 を 強 < す る者 ^  $\mathcal{O}$ 励 ま L

とな ŋ, 報 奨 金 一の非 課 税 は 選 手 奨 励 及 び 養 成 ∅)— 助に なる。 こ の よう な 理由 と国 民 世 論  $\mathcal{O}$ 盛

昨 年  $\mathcal{O}$ 質問 以来、 年間検討した内容について明示されたい。

右質問する。

上

が

り

か

5

L

っても、

オリン

ピ。

ツ

ク

 $\mathcal{O}$ 

報

奨金

は非

課

税

扱

١ ر

にす

、べきと考えるがどうか。

併

せ

て、

り